

■自治基本条例の構成

第一章 総則

- | | | |
|---|---|-----------------------|
| 1 目的(第1条)
市民自治の確立 | 2 位置付け等(第2条)
最高規範性 | 3 定義(第3条)
市民／参加／協働 |
| 4 基本理念(第4条)
市民自治の確立を目指すための basic concept
市民の自治／市民の手による自治／市民のための自治 | 5 自治運営の基本原則(第5条)
情報共有の原則／参加の原則／協働の原則 | |

第二章 自治運営を担う主体の役割・責務等

- | | |
|--|---|
| 1 市民(第6～9条)
○市民の権利 ○市民の責務
○事業者の社会的責任 ○コミュニティの尊重等 | 2 議会(第10～12条)
○議会の設置 ○議会の権限・責務
○議員の責務 |
| 3 市長等(第13～22条)
市長等 行政運営等
○市長の設置 ○行政運営の基本等 ○財政運営等
○市長等の権限・責務等 ○評価 ○苦情、不服等に対する措置
区
○区及び区役所の設置 ○区長の設置・役割
○必要な組織の整備等 ○区民会議 | |

第三章 自治運営の基本原則に基づく制度等

- | | |
|---|--|
| 1 情報共有による自治運営(第23～27条)
○情報提供 ○情報公開 ○個人情報保護
○会議公開 ○情報共有の手法等の整備 | 2 参加及び協働による自治運営(第28～32条)
○多様な参加の機会の整備等 ○審議会等の市民委員の公募
○パブリックコメント手続 ○住民投票制度
○協働推進の施策整備等 |
| 3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)
自治推進委員会 | |

第四章 国や他の自治体との関係

- | |
|-------------------------------------|
| 国や他の自治体との関係(第34条)
国や他の自治体との相互協力等 |
|-------------------------------------|

第3期川崎市自治推進委員会委員

(50音順)

- 池田 ハルミ 市民委員(川崎区)
大下 勝巳 元宮前区長
高木 一弘 市民委員(宮前区)
○谷本 有美子 拓殖大学政経学部講師
○名和田 是彦 法政大学法学部教授
守田 啓子 市民委員(麻生区)
○委員長 ○副委員長

もっと詳しく 知りたい方へ

自治基本条例の理念と条文を簡潔にまとめたパンフレットを発行しています。また、自治推進委員会のこれまでの調査審議内容などはホームページで紹介しています。

※報告書全文も掲載しています。

Web自治基本条例 



平成24年3月発行

川崎市自治推進委員会

お問い合わせ先

川崎市総合企画局自治政策部

川崎市川崎区宮本町1番地 Tel:044-200-2168/Fax:044-200-3800
E-mail:20ziti@city.kawasaki.jp

第3期

川崎市自治推進委員会報告書

概要版



区役所が 参加・協働の拠点として 機能を發揮するための指向性

- 1 協働の当事者としての地域情報・ニーズの把握と対応力の向上
- 2 コーディネート能力の向上
- 3 地域課題解決のきっかけづくりと参加・協働の環境整備
- 4 地域に根ざした情報提供と発信力の強化

■川崎市自治推進委員会とは

川崎市自治推進委員会は、川崎市自治基本条例第33条に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議すること目的に設置されたものです。委員会は、公募市民と有識者の計6名で構成されています。

平成24年3月

■第3期川崎市自治推進委員会の調査審議テーマ

自治基本条例では、市民に身近な区役所を、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くための拠点として位置づけています。

川崎市では、川崎市基本構想や自治基本条例の考え方を踏まえ、「区行政改革の実行計画」をとりまとめ、「めざすべき4つの区役所像」を示し、様々な組織・機能等の整備を進めてきています。

本委員会においては、区役所を参加・協働の拠点という観点から捉え、これまでの取組の検証を行うことで、市民自治の推進につながっていくものと考え、「参加・協働の拠点としての区役所」を調査審議テーマとしました。



- 1 地域の課題を解決し、迅速・的確な解決を図る区役所
- 2 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所
- 3 市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所
- 4 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所

■第3期川崎市自治推進委員会の調査審議結果

めざすべき4つの区役所像		検討テーマと区における取組事例	委員からの主な意見
1 地域の課題を解決し、迅速・的確な解決を図る区役所	みどりのまちづくり・公園を活用したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■二ヶ領用水・円筒分水を活用したまちづくり推進(高津区) ■冒険あそび場活動支援事業(宮前区) ■未利用地の緑化事業(宮前区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○冒険遊び場のプレーリーダーの育成にあたる必要ではないか。 ○市民と行政とが協働を進めていく上では、ときに、区役所の職員はどうすればできる。 <p>たっては、周囲を取り込んでいけるようなリーダーを養成する市民が提案しても様々な制約でできないことがある。そのようなかといった「道のひらき方」を提案できるとよりよい協働ができる。</p>
	子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ■「川崎区こども・総合支援計画」の策定及び計画に基づいた取組の推進(川崎区) ■子育てサロンの運営(中原区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会・自治会等とNPOなどの持つ個別の性格の違う組織をつなげる役割には、○区役所を総合的な子ども支援拠点として整備し、きめ細かい子ども支援を行っていることは、非常によいと思う。 <p>的専門性がリンクして、一緒に取り組んで行けるようになるとよ行政が関わっていく必要がある。</p>
	生涯学習と市民活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■高津区こども・子育てフェスタ(高津区) ■市民館へのCCかわさき交流コーナーの設置(高津区) ■宮前区地域人材育成指針の策定(宮前区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○講座終了後の活動へのつなげ方を考えて思う。 ○市民館を、地域の市民活動にとって必要な人材を市民自身が発掘する場として使うという考え方が出てくるよのではないか。 <p>企画すると、その後の活動にも参加したい人が受講してくれる。</p>
	スポーツのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な主体によるスポーツ活動の推進(高津区) ■魅力あるスポーツ推進事業(宮前区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○高津スポーツセンターにおいては、地域指導者として活用されている。 ○スポーツは、世代を超えて人を惹きつける力があり、地域をつなぐ力があると思う。 <p>の人が利用者となるだけではなく、地域で活動している人材が</p>
	コミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■町内会・自治会を中心としたコミュニティ支援(川崎区) ■企業市民との協働事業の推進(川崎区) ■大型集合住宅住民組織支援事業(中原区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に参加できるための創意工夫を行つて大規模集合住宅の住民を結びつけることが重要。 ○企業市民と普段から防災などのチャンネルを共有し、川崎市民としての意識を育て、ネットワークを作り出すことが重要だと思う。 <p>て大規模集合住宅の住民を結びつけることが重要。</p>
	新たな地域活動の担い手	<ul style="list-style-type: none"> ■シニア世代が地域で活躍するための取組(川崎区) ■自転車と共生するまちづくり委員会(中原区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○各区でシニア世代の地域デビューに関する講座が実施されているが、併せて活動を振り返るような講座があるよのではないか。 ○中原区の自転車と共生するまちづくり委員会の取組では、「共生する」という基本理念を設定している点が良い。地域の人の発想を大事にしていくことが、よい結果に結びついていく。 <p>る講座が実施されているが、併せて活動を振り返るような講座</p>
	区における市民活動の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ■学校施設の有効活用(幸区) ■区民主体の区民活動支援コーナーの運営に向けた体制の整備(多摩区) ■市民交流館やまゆり(麻生区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動拠点と市民提案型事業の充実 ○市民活動の拠点となる施設においては、人への支援を行う役割も必要で ○活動の場となる施設の空き状況が実際にその場に行かなくてもわかると活動の場を探しやすい。 ○市民活動拠点には、身近さも大事である。 <p>は一体的に捉えて考えることができるのではないか。</p> <p>印刷室や会議室などの場の提供のほかに、市民活動をして</p>
	市民提案型事業	<ul style="list-style-type: none"> ■幸区提案型協働推進事業(幸区) ■磨けば光る多摩事業(多摩区) ■3種類の提案型事業の実施(麻生区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題を自分で発見して企画提案しまた、事業を通じて、市民と職員が互いに ○政策として非常に重要な場合には、 <p>ていくことで、地域社会の一員としての当事者意識が生まれる。変化していくことが双方にとってメリットになるのではないか。</p> <p>提案型事業を施策として取り上げていくことが重要ではないか。</p>
3 市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所	■利便性の高い快適な窓口サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ■区役所等庁舎の計画的・効率的な整備 ■区役所と支所、出張所等の機能再編の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民と行政との協働のはじまりは区役所の信頼に基づいたよい関係づくりが大事 <p>の「窓口の仕事」であると思う。新しい時代の職員意識やお互いになってくる。</p>
4 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所	第3期区民会議の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■課題解決につなげるための調査活動等の実施(幸区) ■委員が把握している地域課題の集約等(多摩区) ■公募委員を生かした幅広い地域課題についての情報共有(麻生区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○団体推薦の委員が、区民会議で審議され ○地域課題というのは1年や2年で解決でなく期をまたいで、地域課題への取組方がよい。 <p>ていることを出身母体にフィードバックすることが重要。</p> <p>きるものではないので、期ごとの独自性を出すという視点だけを発展的に継続していくという視点を両立できるな工夫をした</p>

区役所が参加・協働の拠点として機能を発揮するための方向性

1 協働の当事者としての地域情報・ニーズの把握と対応力の向上

ポイント 区役所は、参加・協働の拠点として、そのフットワークと現場性を活かし、地域情報や区民のニーズの把握に努めることが求められる。

2 コーディネート能力の向上

ポイント 区役所は、地域資源を活用しながら市民や事業者の力を発揮できるようなコーディネート能力を高めるとともに、性質の異なる組織の連携については、"つなぎ手"としての役割を果たすことが求められる。

3 地域課題解決のきっかけづくりと参加・協働の環境整備

ポイント 区役所は、区で実施する講座の受講者が市民活動の担い手として地域で活躍してもらうためのサポート機能をより一層発揮することが求められる。また、市民活動の拠点や地域のコミュニティ形成の場となりうる区内の様々な施設を活用し、率先して参加・協働の場を拓げ、地域課題の解決につなげていくことが求められる。

4 地域に根ざした情報提供と発信力の強化

ポイント 区役所は、政策分野を横断する地域課題の解決のため、地域の総合行政機関として、情報発信力をより一層高めていくことが求められる。

内容はP.4~6に掲載

1 協働の当事者としての地域情報・ニーズの把握と対応力の向上

ポイント 区役所は、参加・協働の拠点として、そのフットワークと現場性を活かし、地域情報や区民のニーズの把握に努めることが求められる。

情報・ニーズの把握

- 参加・協働の拠点としての区役所の機能を充実させるために、区役所が地域情報や区民のニーズを踏まえ地域課題を把握することが何より不可欠である。
- 区役所の職員は、これまでの市民との協働実践の積み重ねにより、市民や地域課題に対して柔軟に対応する力がついてきている。今後、さらによりよい協働を進めていくためには、様々な機会を活用し、地域の情報やニーズを把握するとともに、区民の相談などに対して、フットワークと現場性を活かし、課題解決のための具体的な方策を提案するなど、協働の当事者としての自覚と行政職員としての専門性を持った職員としての対応力を向上させていく必要がある。
- 例えば、区役所内に設置している区民活動支援コーナーは、地域のニーズや課題を日常業務の中で把握する有用なチャネルとなりうるであろう。

事業提案制度の活用

- 区における事業提案制度の運用においても、市民からの企画の相談に応じることで地域のニーズを把握することができよう。具体的には、行政資源や制度の有効活用など適切なアドバイスを行ったり、企画書の中に事業終了後のシナリオを盛り込むように制度を改善したりすることで、より効果的な取組につなげていけるのではないか。
- 場合によっては、この制度を活用して協働で進めてきた事業を、本格的な区や市の施策にしていくなどの対応も肝要である。

地域情報・ニーズの共有

- 区のイベントなどに職員が積極的に関わる機会を設けたり、近年複数の自治体で採り入れられている、地域活動を支援する職員の地区担当制などの仕組みを取り入れたりすることでも、地域の情報をキャッチすることができると考えられる。職員が率先して地域と関わっていくことは、職員個々の意識改革や資質向上だけでなく、組織全体として地域情報やニーズを共有する仕組みづくりにもつながるのではないか。
- 地域ニーズの把握という点でいえば、多様なニーズを把握し、地域課題の解決につなげていくための方策について検討する必要がある。これまで区役所が実施する区民アンケートなどの実施例はあるが、例えば、区民会議の委員構成について、年齢や性別などのバランスに配慮することや、様々な世代の区民参加の場を設けて討議を行うなどの検討も期待したい。

窓口サービス向上の取組の継続

- 現在、区役所では市民にとって快適な窓口サービスを提供するための取組が進められているが、区役所の窓口業務は市民と行政の接点という意味において最前線である。
- 場合によっては、窓口での対応が区役所の印象を決定付けてしまい、市民と区役所の信頼関係、ひいては参加・協働の拠点づくりにも影響しかねないことから、今後も、訪れる市民の目的に応じたよりよい対応ができるよう、窓口サービス向上の取組を継続していくことが望まれる。
- さらには、訪れる市民の目線に沿った窓口対応の中から、市民の暮らしの課題を知ることもある。地域を知る情報収集の場として窓口の活用を図ることも必要な視点と考える。

2 コーディネート能力の向上

ポイント 区役所は、地域資源を活用しながら市民や事業者の力を発揮できるようなコーディネート能力を高めるとともに、性質の異なる組織の連携については、“つなぎ手”としての役割を果たすことが求められる。

市民同士の連携やネットワーク形成への支援

- 自治基本条例においては市民が地域社会の課題を自ら解決することなどを基本理念としており、地域の課題は地域において解決することが望ましいことから、暮らしやすい地域社会の実現に向けて、様々な主体が地域課題の解決に向けた取組を進めることが重要である。
- 実際のところ、地域においては、町内会・自治会活動を含め様々な活動が行われている。今後、様々な特性や専門性を持った組織が地域の中で連携することにより、さらに効果的な取組を進めることができるのでないか。
- このような中で、地域特性や地域資源を熟知した区役所は、市民同士の連携やネットワーク形成への支援を行うとともに、地域の人的資源や施設などの資源を活用しながら市民や事業者の力を発揮できるようなコーディネート能力を高め、参加・協働の取組を進めていくことが求められている。

異なる組織を連携させる“つなぎ手”役

- 例えば、地域住民の誰もが気兼ねなく交流できる身近な場づくりとして、町内会館を活用した取組事例を考えた場合、町内会と市民活動団体が連携していく際の“つなぎ手”として、行政の役割が極めて重要である。
- また、各区に設置されている区民会議の委員も、異なる分野、異なる世代の課題を共有し、区民同士をつないでいく役割を持っている。とりわけ、団体推薦の委員が区民会議での調査審議結果を出身母体にフィードバックすることで課題解決の実践につながり、区民会議がその機能をより発揮していくことが可能となるのではないか。

多様な主体の活用

- もとより、地域において市民同士の連携をコーディネートする人材には、区役所職員だけでなく、まちづくりの専門家や地域福祉の専門家など、多様な主体が想定される。
- 加えて、地域課題の解決につなげていくためには、区役所以外の市民活動拠点においても、活動のノウハウや専門知識を有する人材を活用していくことが求められる。
- また、市民活動拠点となりうる施設が、地域との連携や地域人材の活用など、地域課題の解決に向けたコーディネート機能を発揮するための工夫が望まれる。

3 地域課題解決のきっかけづくりと参加・協働の環境整備

ポイント 区役所は、区で実施する講座の受講者が市民活動の担い手として地域で活躍してもらうためのサポート機能をより一層発揮することが求められる。また、市民活動の拠点や地域のコミュニティ形成の場となりうる区内様々な施設を活用し、率先して参加・協働の場を拡げ、地域課題の解決につなげていくことが求められる。

(1) 地域課題解決のきっかけづくり

町内会・自治会の未組織地域への対応

- 地域のつながりづくりやコミュニティ形成の支援は区役所における大切な機能の一つである。とりわけ東日本大震災以降、顔の見えるつながりや地域におけるコミュニティ形成の重要性が指摘されているところである。
- このような状況において、中原区における大型集合住宅住民組織支援事業の事例のように、区役所が率先してコミュニティ形成のきっかけをつくる役割を担い、地域コミュニティの核となる組織である町内会・自治会の未組織地域に対応していくことが重要である。

地域におけるきっかけづくり

- 地域においても、人のつながりを通して学び、課題解決の担い手としての当事者意識を持ち、まちづくりに参加する市民を増やしていくきっかけをつくることは重要であり、双方の取組の充実が参加・協働の拠点としての区役所づくりをより一層前進させ、暮らしやすい地域社会につながっていくものと考える。
- また、こうしたプロセスが、いわゆる「社会関係資本（ソーシャルキャピタル）」として地域全体の活力につながっていく。

活動のきっかけづくり

- 本来、地域の中で活動の担い手となる人材を発掘し、育てていくことが望ましいが、コミュニティが希薄化する傾向にある都市型社会においては、地域に目を向ながら、活動するきっかけづくりを行う場面で行政が先導的な役割を担っていくことも必要である。
- 現在も各区において、生涯学習、地域振興、保健福祉などの各部門で地域に目を向けるきっかけづくりやボランティア・リーダーの養成などを行っている。こうした講座は地域における活動の担い手となる人材の発掘・育成の場として期待されているが、同時に、講座を企画する側には、受講者が市民活動の担い手として地域で活躍してもらうためのサポート役となることが求められている。
- このように、市民館（生涯学習部門）や道路公園センター（道路や公園の管理部門）など組織と機能を合わせ持つ区役所が、その総合性を活かしながら区民の参加・協働のきっかけづくりの取組を充実させていくことが必要である。

委員会では各区の取組事例などを踏まえ、参加・協働の拠点としての区役所がその機能を発揮し、地域の課題を解決するための方向性を4つの項目として取りまとめました。

それぞれの項目には区役所が担うべき役割だけでなく、周辺環境の整備に関する具体的なアイデアについても併せて示しています。

(2) 参加・協働の環境整備

協働を進めていくための場づくり

- 区役所では、これまで、区民活動支援コーナーなど市民活動拠点の充実や、市民が主体的に運営に関わる仕組みづくりなどの取組を進めてきたが、市民活動拠点は、協働を進めていく上での場として不可欠な機能を有しており、こうした場を拡大することにより、さらなる参加・協働の拡がりが期待できる。
- 現在、区における区民活動支援コーナーなどの市民活動支援拠点は各区に1～2カ所程度設置されている。市民活動支援拠点は身近な場に複数存在することが望ましく、そうした意味で、中学校区に一つ立地することも文化センターの管理運営を平成24年度から区役所が担うことにも期待したい。

身近な活動拠点の充実

- 市民利用施設については、場所を貸すという機能だけでなく、仲間以外の市民と出会える場、不特定多数の市民が出会い、集まるようなコミュニティ形成機能など、複数の機能を持つたせ、活用していくことも重要になってくるものと考える。
- 区役所が、目的別の市民利用施設や民間施設などを含めて、区内を俯瞰し、地域における身近な活動拠点となりうる施設を市民活動の拠点やコミュニティ形成拠点として位置づけ、地域課題の解決につながる市民活動を率先して支援していくことも、参加・協働の場を拡大させる方策の一つとなるであろう。

活動の継続に向けた環境整備

- 近年、市民活動をめぐっては、活動を支えるための資金調達が避かれ難い課題となりつつある。その背景には、活動に多様な市民が参加するようになってきていることが挙げられる。また、担い手に発生する金銭面での負担が構成員拡大の障壁とならないよう工夫も求められる。
- 今後、市民活動の担い手が増え、地域の課題解決につながる活動を継続させ、活発にしていくには、こうした状況の変化を踏まえて、市民からの寄付等により資金を調達しやすくなるための環境を整備することも求められてこよう。

4 地域に根ざした情報提供と発信力の強化

ポイント 区役所は、政策分野を横断する地域課題の解決のため、地域の総合行政機関として、情報発信力をより一層高めていくことが求められる。

様々な媒体や機会の活用

- 地域課題の解決につながる活動を実践している市民にとって、協働を進めるうえでは、区役所内部、局区间の連携が重要である。複雑で政策分野を横断するような地域課題の解決には、区役所で把握した地域のニーズを全庁的に共有し、政策に反映するなど、今後より一層の庁内連携が求められる。
- そのためにも“協働の入口”である区役所が、地域の総合行政機関としての機能を發揮し、様々な媒体や機会を活用して区の取組などの情報を効果的に提供・発信することが求められている。

区の課題・ビジョンの提供

- 現在、川崎市では、実行計画策定に合わせて「区行政改革の実行計画書」をとりまとめ、区行政改革や各区の現状、課題及び地域の課題解決に向けた主要な取組について情報提供を行っている。
- 今後、さらに情報提供の充実を図るためにには、区における子ども・子育て支援施策を一元的にまとめ、課題と取組を示した「川崎区こども総合支援計画」の例や、高津区、宮前区で行われている区の事業概要冊子の発行などの例のように、区の課題やビジョンをあらゆる世代の市民にわかりやすく提供していくことも大切である。
- 一方、地域における市民活動への支援という観点から、区内の活動の場に関する情報提供の充実も不可欠である。
- なお、区民会議の取組については、現在も各区において市政だよりや広報紙などを通じて地域課題を示し、審議状況や活動についての広報を行っているが、区民会議の提言から発した取組なども含め、より一層のPRが求められている。

総合行政機関として強みを發揮

- これまで、区行政改革の取組として、地域の課題を地域で解決するための組織整備が図られ、併せて、様々な制度や仕組みが整ってきた。こうしたことを踏まえ、例えば事業提案制度と区民会議、相談機能と活動拠点の運営など、区役所が持つ複数の制度や仕組みを組み合わせて、参加・協働の拠点としての機能をより充実させていく方策が望まれるところである。
- これからの区役所が、区民にとって身近な地域の総合行政機関としてその強みを發揮し、個々の課題解決の取組を実践していくことで、真に暮らしやすい地域社会の実現につなげていくことを期待したい。



委員会の様子



■第3期川崎市自治推進委員会の開催状況

平成 22 年 度	第1回委員会 平成22年12月10日(金)	○委嘱状交付、委員長・副委員長の互選 ○委員会の目的、審議事項、審議の進め方等の確認など
	第2回委員会 平成23年1月24日(月)	参加・協働の拠点としての区役所についての事例検討 ○めざすべき区役所像の実現に向けた取組について ○「新たな行財政改革プラン」について
平成 23 年 度	第3回委員会 平成23年6月9日(木)	参加・協働の拠点としての区役所についての事例検討 ○区における事例検討(取組報告:高津区、宮前区) ・生涯学習と市民活動との連携 ・スポーツのまちづくり ・みどりのまちづくり、公園を活用したまちづくり
	第4回委員会 平成23年7月25日(月)	参加・協働の拠点としての区役所についての事例検討 ○区における事例検討(取組報告:川崎区、中原区) ・子ども・子育て支援 ・コミュニティづくり ・新たな地域活動の担い手
第5回委員会 平成23年10月17日(月)	参加・協働の拠点としての区役所についての事例検討 ○区における事例検討(取組報告:幸区、多摩区、麻生区) ・区における市民活動の拠点 ・市民提案型事業 ・第3期区民会議の取組状況 ○「市民自治の推進に向けた第2次推進プラン」の進捗状況について ○第3期自治推進委員会報告書の構成(案)について	
小委員会(第1回) 平成23年11月25日(金)	○第2次推進プランの進捗状況についての意見交換 ○第3期自治推進委員会報告書に盛り込む意見について	
小委員会(第2回) 平成23年12月22日(木)	○第3期自治推進委員会報告書の作成について	
第6回委員会 平成24年2月15日(水)	第3期自治推進委員会報告書(案)について	



谷本 副委員長



大下 委員



高木 委員



守田 委員



池田 委員



名和田委員長

自治基本条例に基づく制度等の運営状況について、条文ごとの取組状況を調査し、川崎市における市民自治に関する取組を全般的に確認しました。

条項	制度・施策名	主な取組
第8条 事業者の社会的責任	■国連グローバル・コンパクト 国連が提唱した取組。「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野からなる10原則。	○国連グローバル・コンパクトに署名(H17年度)
	■かわさきコンパクト 国連グローバル・コンパクトの理念を市内で展開。市が提唱し、企業・組織、市民が自発的に参加。	○ビジネス・コンパクトの登録開始(H18年度) ○市民コンパクトの登録開始(H20年度)
	■総合評価一般競争入札制度 審査基準により評価。社会貢献度、性能等及び入札金額を総合的に評価し、最高の評価点となった者を落札者とする方式。	
第9条 コミュニティの尊重等	■町内会・自治会への支援 町内会・自治会の活動をはじめ、自主防災活動や資源集団回収事業など市民の活動に対する補助・助成金、奨励金等の支給。	
	■市民活動推進委員会 市民活動支援指針の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を図ることを目的に設置。	○第4期市民活動推進委員会の設置(H20年度) 協働型事業の推進に関する検証 ○第5期市民活動推進委員会の設置(H22年度) 市民活動支援拠点に関する検証
	■都市型コミュニティの推進 町内会・自治会と市民活動団体等が連携して行う事業をモデルとして実施するとともに検証し、町内会・自治会と市民活動団体との連携を促す方策へつなげていく。	○都市型コミュニティ検討委員会の設置(H20年度) ○都市型コミュニティ検討委員会報告書作成(H21年度) ○「地域コミュニティの活性化に向けた考え方」作成(H22年度)
	■かわさき市民公益活動助成金制度 活動の推進と将来の運営の自立・発展を目的とし、市内でボランティア・市民活動団体が行う「公益事業」を支援。	○助成金制度創設(H16年度)
第11条 議会の権限及び責務	■議会基本条例 議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するために制定。	○議会基本条例施行(H21年度)
第15条 行政運営の基本等	■新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」 社会経済環境の変化に的確に対応した、本市が進めるまちづくりの基本方針。	○新総合計画策定、第1期実行計画策定(H17年3月) ○第2期実行計画策定(H20年3月) ○第3期実行計画策定(H23年3月)
	■行政改革プラン 効率的かつ健全な行政基盤を確立し、社会経済環境の変化に的確に対応するためのプラン。	○第1次プラン策定(H14年9月) ○第2次プラン策定(H17年3月) ○新行政改革プラン(第3次改革プラン)策定(H20年3月) ○新たな行政改革プラン(第4次改革プラン)策定(H23年3月)
第16条 財政運営等	■中期財政収支見通しの策定 ■財政の健全性の確保 ■財政に関する情報の公表	○財政状況一覧表の作成・開示(H17年度) ○財政フレームの策定(H20年3月) ○財政フレームの策定(H23年3月)
第17条 評価	■川崎再生ACTIONシステムの運用 ■政策評価委員会	
第18条 苦情、不服等に対する措置	■市民オンブズマン制度 市政に関する市民からの苦情申立てを公正・中立に処理し、市政を監視し、非違の是正や制度の改善を図る。	○市民オンブズマン条例(H2年11月)
	■人権オンブズパーソン制度 いじめ、虐待など子どもの権利の侵害やDV、セクハラなど男女平等にかかわる人権侵害の相談・救済申立てを受け、調査や調整を行い解決を図る。	○人権オンブズパーソン条例(H14年4月)
第22条 区民会議	■区民会議 区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るために調査審議を行う。	○区民会議の試行実施(H17年度) ○区民会議条例施行(H18年4月) ○第1期区民会議設置(H18年度) ○第2期区民会議設置(H20年度) ○第3期区民会議設置(H22年度)

条項	制度・施策名	主な取組
第23条 情報提供	■市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報 ■インターネット、メールマガジン等による広報拡大 ■市民便利帳の配布	○メールニュースかわさき配信開始(H19年度) ○無料で製作した市民便利帳の配布(H21年度) ○アクセシビリティ向上を図るためのサポートソフト「Zoomsight」導入(H22年度)
	■記者会見、報道への資料提供、取材対応の実施	○市のイベント情報などを記載した「報道掲示板」により記者クラブへ情報提供(H18年7月)
	■要綱等の公表	○要綱は平成19年7月から、要領等は同年11月からインターネット及び区役所等で閲覧開始
第24条 情報公開	■情報共有、情報公開の推進 情報公開制度に基づく市民の知る権利の保障。	○情報公開条例(S59年10月) ○条例の一部改正(H17年4月) ○電子申請による請求手続を導入(H18年7月) ○電磁的記録の複写媒体にCD、MOを追加(H21年9月)
	■個人情報の保護 個人情報の適正な取扱いと、市が保有する個人情報について、開示、訂正、利用の停止等を請求する権利の保障。	○個人情報保護条例(S61年1月) ○電磁的記録の複写媒体にCD、MOを追加(H21年9月) ○個人情報保護制度の概要を市民向けにホームページで広報
第26条 会議公開	■審議会等会議の公開 審議会等の開催のお知らせを情報プラザ・公文書館に常備。HPに開催日を掲載。	○審議会等の会議の公開に関する条例(H11年4月) ○条例の一部改正(H17年4月) ○ホームページリニューアル(H20年2月)
	■総合コンタクトセンターの設置・運営 市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付ける「サンキューコール」を運営。	○総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」(H18年4月本格運用) ○区役所代表電話交換業務統合(2区・H20年4月) ○3区役所代表電話交換業務統合(計5区・H22年10月)
第27条 情報共有の手法等の整備	■ITを活用した参加と協働の仕組みづくり	○宮前区と民間のポータルサイトとの連携による地域ポータルサイトの開始(H18年7月) ○民間地域ポータルサイト(全市版)の活用(H20年1月)
	■多様な参加の機会の整備 多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価などを聞く機会を設ける。	○市長への手紙 ○かわさき市民アンケート(年2回 各3,000名) ○全市を対象としたタウンミーティング・説明会
第28条 多様な参加の機会の整備等	■審議会等への女性の参画促進 審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざす。	
	■附属機関等の設置等に関する要綱 ■附属機関等の委員公募実施指針 市の計画、施策等の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民公募委員が含まれることを原則とする。	○要綱及び指針の施行(H9年7月)
第29条 審議会等の市民委員の公募	■パブリックコメント手続条例 市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、市民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策等を定める制度。	○パブリックコメント手続条例施行(H19年4月)
第30条 パブリックコメント手続	■住民投票条例 市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度。	○住民投票制度検討委員会(H17年12月～H18年9月) ○住民投票条例の施行(H21年4月)
第31条 住民投票制度	■協働型事業のルール 市民活動団体と行政が共通の目標に向かって協働で行う事業(協働型事業)を実施する際の基本的な考え方や手順を示すもの。	○協働型事業のルールの策定(H20年2月) ○協働推進窓口の設置(H20年7月)
第32条 協働推進の施策整備等	■自治推進委員会の運営 自治運営の基本原則(情報の共有、参加及び協働)に基づく制度等の在り方について調査審議する。	○第1期自治推進委員会(H19年2月～H20年3月) ○第2期自治推進委員会(H20年11月～H22年3月) ○第3期自治推進委員会(H22年12月～H24年3月)
第33条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議	■自治体間の連携 ■県市間の権限移譲の取組 ■全国市长会・指定都市市长会・九都県市首脳会議等との連携による取組(国への施策提言や要望活動、調査研究等) ■県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲の取組	○川崎市大都市制度等調査研究報告書とりまとめ(H20年度) ○「地方分権の推進に関する方針」策定(H22年度)
第34条 国や他の自治体との関係		

※ここでは具体的な制度や施策のある条文について、掲載しました。

V 第1期及び第2期川崎市自治推進委員会の提言に対する取組状況

川崎市では、第1期、第2期自治推進委員会の提言を踏まえ、「川崎市自治推進委員会の提言に基づく市民自治の委員会では「第2次推進プラン」の取組状況を確認し、各局区で進められている取組が概ね順調に進んでいることを

推進に向けた第2次推進プラン」(以下「第2次推進プラン」という。)をとりまとめています。
確認しました。

第1期・第2期自治推進委員会の提言

